この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ第２回会合

議事要旨

こども家庭庁成育局安全対策課

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ
第２回会合

日時：令和７年２月12日（水）10時00分～
場所：こども家庭庁　成育局第一会議室

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ
第２回会合

議題１　諸外国の取組事例について
議題２　各関係省庁における取組報告について
議題３　その他

出席者
【委員】曽我部座長、上沼座長代理、飯塚委員、櫻井委員、竹内委員、中井委員
【こども家庭庁・事務局】藤原局長、竹林審議官、近藤課長、小澤調整官
【関係省庁】公正取引委員会事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画調査室長、警察庁生活安全局人身安全・少年課長、警察庁サイバー警察局サイバー企画課長、消費者庁消費者政策課長、総務省情報流通行政局情報流通振興課長、法務省刑事局刑事課長、法務省人権擁護局参事官、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室長、経済産業省商務情報政策局情報経済課情報政策企画調整官

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ　第２回会合

○曽我部座長　定刻になりましたので、第２回「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」を開催いたします。

本日は、皆様、御多用のところ、御出席を賜り誠にありがとうございます。

今回以降のワーキンググループは、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」の開催について、いわゆる本ワーキンググループの設置紙が、本年１月 21 日に改正されたことに伴いまして、原則として公開で行うこととなりましたので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、事務局から会議の注意事項と資料の確認をよろしくお願いします。

○事務局　本日、第２回の「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」は、お申込のありました報道関係や業界団体の方々がウェビナーで視聴されております。

次に、本日の資料の構成でございますが、議事次第に資料一覧がございます。

資料は１－１から資料２－８までがございますので、お手元に準備をお願いします。

以上でございます。

○曽我部座長　ありがとうございます。

次に、委員の出欠状況につきまして、これも事務局からよろしくお願いいたします。

○事務局　御報告いたします。

飯塚委員が、電車遅延により参加が遅れております。それ以外の方は出席されております。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

議事に入ります前に、事務局の藤原成育局長から御挨拶があります。

藤原局長、よろしくお願いします。

○藤原局長　おはようございます。成育局長の藤原でございます。

本日は、お忙しい中、皆様、御出席いただきましてありがとうございます。

本日、このワーキング、２回目ではあるのですが、実質的な議論はキックオフした状況ということでもありますので、冒頭、一言だけ御挨拶をさせていただければと思います。

また、本日から公開ということになりますし、前回、ご予定が合わなかった先生にも、本日御出席いただきまして大変心強く思っています。

また、関係省庁の皆様方も、オブザーバーではなく当事者として参加をいただいているということでございますので、引き続きどうぞよろしくお願いします。

昨年 11 月に、本ワーキンググループを開催、設置いたしましたけれども、今回から実質の議論に入ってまいります。

昨年９月の「第６次青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするた

めの施策に関する基本的な計画」、いわゆる「基本計画（第６次）」でございますけれども、これの策定を契機として、現在、幅広く、非常に複雑な問題となっているインターネット上の様々な問題について、青少年の保護という観点から、特にこども家庭庁はこどもの安全・安心を守る司令塔という立場でございますので、そういった立場から、課題や論点を整理すべく設置をさせていただいたものでございます。

このワーキンググループの場におきましては、我が国において、今どのような課題があるのか、また、現状の対策、どういうふうな状況になっているのかということを概観した上で、諸外国の状況なども見ながら、また、対応策としても、例えば制度的な、公的な規制はもちろんあるかもしれませんけれども、それだけではなく、当事者の皆様方の自主的な規制ということもあるでしょうし、あるいは、保護者の皆様も非常に不安に思っていると思います。

こどもたちのインターネットとの関係で、こどもの成長は大丈夫なのだろうかとか、何か困っていることがあるのに親として気づけていないのではないか、そのような不安を抱えながら子育てをしていらっしゃるお母さん、お父さんたちもたくさんいらっしゃると思いますし、場合によっては、学校の先生方もそのような思いがおありなのかというふうに推察しておりますので、そういった様々な観点から、ぜひ解決策を検討しつつ、まずは課題の洗い出しをしていきたいと考えております。

そういった意味では、本日、委員の皆様方それぞれの立場と知見がおありですし、また、関係省庁の皆様方は、それぞれの立場、所管で取組を進めていただいているということでございますので、両者の知見を持ち寄って、有意義な議論を進めていければと思っています。

なかなか難しい検討材料になるかと思いますけれども、何よりもこどもが安全に安心してインターネットを利用できる、健全に成長できる社会の実現に向けてということを第一の主眼として、皆様方のお力添えをいただければ幸いでございます。

冒頭、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇曽我部座長　藤原局長、どうもありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は２つございます。まず、議題１は「諸外国の取組事例について」、議題２としまして、「各関係省庁における取組報告について」であります。本日はこの議題に沿って御報告いただいた上で、議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、議題１につきまして、こども家庭庁から御説明をいただきます。

よろしくお願いします。

〇こども家庭庁　皆様、おはようございます。事務局、近藤でございます。

議題１につきまして、資料１－１、１－２とございますが、まず、資料１－１を用いまして、OECD が 2021 年に発表いたしました改定リスク分類について、御説明をいたします。その後に、資料１－２を用いまして、オーストラリア、イギリス、アメリカ合衆国及び EU をメインに、青少年のインターネットの利用に係る課題、及びそれら課題への対応状況について御説明をいたします。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

その後、委員の皆様にはOECDのリスク分類表を基に、日本国内において課題になっている事象を具体的に洗い出していただければと考えております。その際に、なぜその事象が課題となっているのか、なぜ解決が困難なのかという、背景や問題の構造についても御指摘をいただければ幸いでございます。

それでは、まず資料１－１を御覧ください。

スライドの１でございますが、OECD、経済協力開発機構とは、皆様、ご存じのことと思いますけれども、日本を含む38か国が加盟する国際機構でございまして、多岐に渡る経済社会分野において、調査、分析、政策提言を行うことから、「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれている機構でございます。

本報告書の改定リスク類型が策定されるまでの経緯について若干触れますと、OECD デジタル経済政策委員会は、デジタル環境下におけるこどもに関するリスクを分類するために、2011 年にリスク類型を採択しております。しかし、その後、デジタル環境等が大きく変化をいたしまして、リスクの性質が変化するとともに、新たなリスクも出現してきたということで、OECD が改めてこれらの動向を調査いたしまして、こどもの生活に影響を与える可能性があるリスクを分析して、2021年にリスク類型を改定したという経緯がございます。

続けて、スライド２を御覧いただければと思います。

「Revised Typology of Risks」とありますけれども、これが英語で示されている改定リスク類型でございます。

続けて１枚おめくりいただきまして、スライド３になります。

これは、別の会議体において総務省が作成した資料となります。改定リスク類型を翻訳するとともに、本文に記載されている具体例が適宜盛り込まれた資料でございます。総務省の御厚意でこの資料を活用させていただきます。本日はこれをベースに課題の洗い出しを行ってまいりますが、まずは、この改定リスク類型について御説明をいたします。

改定リスク類型は、４つのリスク類型、それから、横断的なリスクに分類されています。また、各リスク類型の基にあるリスクの顕現、Risk Manifestationsにおきまして、各リスク類型をさらに分類をしたものでございます。

次のスライド４を見ていただきますと、まず、「コンテンツ・リスク」でございます。

これは、こどもが１対不特定多数という関係において、インターネットを利用する中でこどもが受動的に受け取る、または、こどもがさらされるコンテンツにまつわるリスクというものでございます。さらに、これは「増悪コンテンツ」「有害コンテンツ」「違法コンテンツ」「偽情報」と分類されています。

「増悪コンテンツ」につきましては、報告書において、誹謗中傷や差別的な内容を指すとされております。

「有害コンテンツ」につきましては、オンライン詐欺やアダルト広告が例示として挙げられているところでございます。EU を対象にした研究ではありますけれども、ある種の有害コンテンツを見たこどもは、他の種類の有害なコンテンツも見ている傾向が高まると、その

ような報告がなされているということであります。

「違法コンテンツ」でございますけれども、報告書において、児童ポルノ、テロ行為の擁護といったものが挙げられています。

さらに、「偽情報」につきましては、報告書におきまして、偽情報を見分けるリテラシースキル向上を必要としながらも、特にこどもにとっては、その能力を習得することが難しいとの言及もなされているところでございます。

続けてスライド５、「コンダクト・リスク」でございます。

これは、こどもが他のこどもに生じさせるリスク、いわば加害者になるリスクということも言えると思ってございます。先ほどの「コンテンツ・リスク」が、こどもが受動的に受け取るリスクであるのに対しまして、この「コンダクト・リスク」はこどもの発信に伴うリスクとも言えるものでございます。これはさらに、「増悪的な行動」「有害な行動」「違法な行動」「ユーザーの生成による問題行動」に分類されています。

「増悪的な行動」には、誹謗中傷や差別、それから、「有害な行動」にはネットいじめが含まれるとされているところであります。「違法な行動」につきましては、報告書中に具体例がなかったものを、増悪的な行動や有害な行動のうち、犯罪を構成するものにつきましては違法な行動に当たると思われるということでございます。本報告書におきましては、自分の行為の影響に気づいていないこどもが、犯罪者になることに対する懸念が示されているところでございます。

それから、「ユーザーの生成による問題行動」ということでございますけれども、報告書の中では「セクスティング」が取り上げられているところでございます。報告書におきましては、「性的なメッセージの交換」と説明されておりますけれども、ここでは、基本的にこども同士が性的なテキスト、あるいは性的な画像・動画をやり取りする際のリスクが念頭に置かれています。

スライド６、「コンタクト・リスク」になります。

これは、こどもがデジタル環境に関わる際のリスクでございまして、こどもが被害者となるリスクであり、ネットいじめ、セクスティング、セクストーション等の性的搾取、性的な人身売買、グルーミング等の被害が含まれるとされております。先ほどの「コンダクト・リスク」と少々紛らわしいのですが、こちらは「コンタクト・リスク」です。すなわち、接触リスクとなります。

表にありますように、さらに、このコンタクト・リスク、「増悪的な遭遇」「有害な遭遇」「違法な遭遇」「その他の問題な遭遇」に分かれているところでございます。

ここで一つ留意すべきことといたしまして、報告書では「コンダクト・リスク」と「コンタクト・リスク」には重なり合いが生じる旨が指摘されております。例えば、セクスティングを例に取りますと、自ら発信する「コンダクト・リスク」と共に、自身の行動、発信が契機となりまして、自身が被害を受けるという「コンタクト・リスク」も想定されるということでございます。報告書におきましては、「コンダクト・リスク」と「コンタクト・リスク」

の違いにつきまして、「コンタクト・リスク」、接触リスクにおいてはこどもが被害者になると、そのような説明がなされているところでございます。

続きまして、スライドの７、「消費者関連・リスク」でございます。

消費者のリスクといたしまして、表にあるように４つに分類されております。「マーケティングリスク」は、違法な商品、あるいは年齢に不適切な商品やネイティブ広告が例として挙げられているところでございます。ネイティブ広告のように、こどもであるが故に、自分が見ているコンテンツが広告であることに気づかない場合ですとか、あるいは、ロールモデルとみなされたインフルエンサーが、高い説得力をもって結果的に害を及ぼす可能性を拡大していくことなどが例示されているところであります。

それから、「商業的なプロファイリングのリスク」でございますけれども、これは、広告主が十分な説明をせずに、または、違法な形でこどものSNS等の利用に係るデータを利用する場合に発生するリスクであります。

それから、「財務リスク」。これはデジタルアシスタントを通じた無意識の商品注文や定期的な支払が必要なサービスの申込みなど、製品・サービスに多額のお金を費やすことによって生じる金銭的なリスクと説明されています。

最後に、「セキュリティリスク」でございますけれども、これはマルウェアやフィッシングの被害に遭うリスクということでございます。

次に、最後のスライドになりますけれども、「横断的なリスク」です。

４つのリスクの横断的なリスクといたしまして、「プライバシーリスク」「先進技術のリスク」「健康と幸福のリスク」、この３つが挙げられているところでございます。

「プライバシーリスク」につきましては、報告書におきまして、こどもはプライバシーの観点から、そもそも情報、データをどのように理解しているのかを探るに当たり、データの種類を３つに区分することが重要とされているところでございます。

①の与えられたデータ、これは個人が提供するデータでございます。②追跡データは、クッキーあるいは位置データのような、データ追跡技術を介して取得されたデータです。③の推定データですけれども、これは、①、②の与えられたデータ、追跡データを、アルゴリズムによって分析して得られたデータという説明がなされています。

「個人間」におけるプライバシーリスクといたしましては、こどもが自分自身の個人情報を開示してしまう場合のみならず、こどもの個人データ、プライバシーを保護すべき立場の親が、例えばこどもの成長をSNS等で共有するという形で、個人情報を開示してしまうといったことも報告されています。それから、「機関」「商業」におけるリスクでございますけれども、学校や病院のほか、企業による情報収集がプライバシーリスクにつながるおそれがあるというものでございます。

続きまして、「先進技術のリスク」でございますけれども、これはAIや生体認証、あるいは予測分析といった先進技術が、こどもの安全ですとか、セキュリティ、プライバシーに及ぼしうるリスクというものでございます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

最後に、「健康と幸福のリスク」でございますけれども、これは、インターネットの利用に伴う心身の健康に対するリスクというものでございます。スマホ、あるいはSNSの利用がこどものメンタルヘルス、精神面に影響を及ぼすのではないかとの懸念が広がる中、報告書におきましては、この領域におけるエビデンスはまだ明らかになっておらず、質の高い包括的な調査研究が必要とされているのではないか。そのようなことが書かれてございます。

また、こどもの健康等、デジタルデバイス利用の関係性について、単に利用時間のみで図ることは適切ではなく、こどもの年齢や成熟度、置かれた環境、利用目的、内容を含めた様々な要因を吟味して調査することが不可欠と、そのようなことが書かれているところでございます。

以上が、OECD体系リスク類型の説明となります。

続きまして、「諸外国における課題と対策」でございますけれども、資料１－２を御覧ください。

オーストラリア、イギリス、アメリカ合衆国及びEUをメインに御説明いたします。なお、現在、調査を進行中の国もありますことから、本日の御説明は中間発表との位置づけをさせていただきまして、今後のとりまとめの過程におきまして、ワーキンググループでの御議論を踏まえ、本日の説明内容を補強していくということをしたいと考えております。この点、御了承いただければ幸いでございます。

スライド１でございますが、これはオーストラリアにおける課題と対策をまとめたものであります。

オーストラリアにおける青少年のインターネットの利用状況を概観いたしますと、「利用状況」と書かれているところでありますけれども、オンラインの接続時間は増加傾向にある。また、16～17歳の約８割がSNSを「ほぼ毎日利用している」といった状況が見えるところでございます。

「課題」といたしましては、ネットいじめ、ネット上での違法有害情報の流通といったものが挙げられます。

このような状況におきまして、オーストラリアでは2015年に「児童オンライン安全強化法」という法律が制定されまして、ネットいじめの被害者や保護者が、ネット安全コミッショナーに申立てをできるという仕組みが整ったところであります。

ネット安全コミッショナーですけれども、オンライン上の安全な環境整備を促進する政府機関でございまして、オンライン上のリスク等について国民に啓蒙し、また、事業者等に対して違法有害コンテンツの削除通告等の規制業務を実施しているところでございます。

被害者等から申立てを受けたネット安全コミッショナーは、当該コンテンツが一定の条件を満たす場合には、書き込みをした個人や事業者に対して削除するよう通告することができるとされているところでございます。また、違法有害情報につきましても、ネット安全コミッショナーに報告があれば、これを調査しまして、必要に応じて削除やアクセスの遮断を要請することができるとされているところでございます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

オーストラリアにおきましては、2015 年の法律の制定を、こどものみならず、大人が被害者となるネット上のいじめが問題化したことによりまして、2017 年に、「児童オンライン安全強化法」が、大人を対象とした「オンライン安全強化法」という形で改正されているところであります。

法律による措置のみならず、左下にございますけれども、民間団体の取組としまして、オンラインリテラシー教育や教育関係者向けのウェビナー等を開催するなど、啓発に精力的に取り組んでいる。

また、右下になりますけれども、保護者・家庭での取組といたしまして、ペアリングコントロール、技術的な手段を用いたインターネット利用時間の管理、例えば、利用時間や課金制限機能、あるいは、こども向けの Wi-Fi の活用がなされる。あるいは、親子間でのルールづくりということで１日の利用時間を決めたり、あるいはいじめにつながるメッセージのやり取り、あるいは性的画像の送受信を検出して警告するサービスの活用、このようなものが推奨されているということでございます。

スライドの２は、いわゆるオーストラリアにおける「SNS 規制」についてでございます。

昨年、オーストラリアにおいて、16 歳未満の SNS 利用を禁止する法案が可決されたということが大きなニュースになったところでございます。この規制につながった状況については、「課題」として明記しておりますけれども、オーストラリアの通信大臣が、法案趣旨説明におきまして、14 歳から 17 歳のオーストラリア人のほぼ３分の２が薬物乱用、あるいは自殺、自傷行為、暴力的コンテンツなど極めて有害なコンテンツをオンラインで閲覧している。また、同じく４分の１が危険な食習慣を促進するコンテンツにさらされている。こういったことに触れているところでございます。

また、オーストラリア議会、合同特別委員会の報告書におきましては、問題のあるインターネットの長時間利用がこどもの発達や健康に対して悪影響を与える可能性が示されているほか、SNS との因果関係は明らかにされていないとしつつも、国内の青少年のメンタルヘルスが不健康にあり、SNS がこどものメンタルヘルスに与える影響に対して懸念が示されているところでございます。

そして、矢印のところですけれども、オーストラリア人の保護者の 95％が、オンライン上の安全を、子育てにおける最も困難な課題の一つと感じているとの結果が出ているところでございます。

こうした情勢を背景といたしまして、特定の SNS 等運営企業に対して、16 歳未満の者が SNS に接続できないようにする合理的な措置を義務付けるとともに、違反した企業には罰金を科すという、こういった形での法改正がなされたところでございます。

規制対象としては、主要な SNS が対象になることが見込まれるところでございますけれども、現時点におきまして、年齢認証の具体的な方法がまだ決まっておらず、また、オーストラリア国内では、一部実効性を疑問視する声もあるということでございます。

続きまして、イギリスでございますけれども、スライドの３を御覧いただければと思いま

す。

イギリスにおける利用状況につきましては、こちらにあるとおりでございますが、こどものインターネット利用、SNS 利用が増えているということが示されています。

イギリスにおける課題といたしましては、オーストラリア同様、ネットいじめが問題化していることが示されています。これもオーストラリア同様でございますが、ネット上での違法有害情報の流通、あるいは不適切なコンテンツが引き起こすメンタルヘルス、摂食障害や精神疾患の問題、こういった課題が見えてきているところでございます。

次に、スライドの４でございます。

イギリスにおいてはどのような取組、対策がなされているかということですけれども、まずは「法律による措置」ということで、2023 年にイギリスにおきまして、違法またはこどもに有害なコンテンツ、あるいは活動によるリスクを特定・軽減・管理する義務、一定の条件を満たすオンラインサービスの提供者に課すという、「オンライン安全法」が制定されております。

提供するサービスについて、相当数のこどもの利用が見込まれる場合や、こどもを惹きつけるものである場合には、アクセス評価が義務付けられている。また、事業者は、違法コンテンツに該当しなかったとしても、こどもにとって有害とされるコンテンツへの接触を防ぐために、アクセス防止の措置を講じるよう義務づけられているということでございます。また、義務違反に対しては、高額の制裁金が課せられる可能性があるといったものでございます。

このほか、「政府・民間の取組」として、こういったものがあります。

また、「保護者・家庭での取組」としては、日本でいうフィルタリングに類似したサービスも提供されているということでございます。

続きまして、アメリカでございます。アメリカ合衆国につきましては、主な課題として３つ取り上げております。１つがネットいじめ、２つ目にセクスティング・セクストーション、３つ目にメンタルヘルスがございます。それぞれざっと見てまいります。

スライドの５が、ネットいじめに関するものでございます。

アメリカにおきましては、連邦法と州法の２つが存在しているわけですけれども、例としてここに挙げておりますのが、イリノイ州の州法でございます。いじめを防止する観点から、州内の学校に対して、学校のいじめ防止ポリシーを作成すること、いじめに関する情報を州教育委員会へ報告すること、いじめ発生を認識してから 24 時間以内に保護者へ通知することなどが、州内の学校に対して義務づけがなされているということでございます。

それぞれ、民間団体の取組、保護者・家庭での取組も、このようにあるということでございます。

続きまして、スライドの６でございますけれども、セクスティング、あるいはセクストーションについてでございます。

2016 年から 2019 年の調査ということですけれども、アメリカの中高生、約 5,000 人を対

象とした調査によりますと、１、２割程度の学生が性的画像や動画を送信・受信した旨を回答しているところでございます。また、近年では、性的コンテンツを拡散しないことの見返りに、金銭を要求するといった金銭的なセクストーションが急増しているということでございます。

セクスティングにつきましては、明確に規定している州が27あるという状況でございまして、一例として、サウスカロライナ州を挙げておりますけれども、サウスカロライナ州におきましては、セクストーションを懲役刑に価する重罪としているということでございます。

続きまして、スライドの７を御覧いただければと思います。

こちらはメンタルヘルスの問題であります。インターネット、SNSを通じて、いわゆるインフルエンサーやセレブ、あるいは友人が発信する情報を見て、自らの容貌、身体への不満を抱いたり、摂食障害だったり、自尊心の低下につながるものでございます。

法律による措置の例としては、テキサス州とユタ州を挙げておりますけれども、テキサス州では、未成年者が不適切情報を入手することのないよう、対策を講じることをデジタルサービス事業者に要求する、そういったものがございます。

スライドの８は、今、アメリカの連邦政府で検討中の取組について、簡単にまとめたものでございます。

Kids Online Safety Actというものがございまして、昨年７月にアメリカの上院では法案が可決しましたが、まだ下院は通っていないというものでございます。Kids Online Safety Actは、未成年者が使用する可能性が高いオンラインプラットフォーム事業者に対して、その製品・サービスから生じる問題、自殺、自傷行為、依存症、ネットいじめ、性的搾取、こういったものに対処し、未成年者への被害を防止・軽減する措置を講じることを義務づける、そういった内容の法令でございます。

時間も押しておりますので、最後、EUについて触れますが、こちらのスライドの真ん中を見ていただければと思います。DSA、デジタルサービス法というものがございます。これはオンライン環境において、こどもを含むサービスの利用者の権利を保護するというようなものでございますけれども、DSAにおきましては、未成年者の保護のための規定がされているところでございまして、利用規約の説明、未成年者に対する広告の制限、提供サービス等の未成年者へのリスク評価、リスク軽減措置が定められているというところでございます。

以上、駆け足ではございますが、オーストラリア、イギリス、アメリカ合衆国及びEUにおける課題及び対応状況についてでございました。課題・論点の参考になればと思っております。

以上でございます。

○曽我部座長　どうもありがとうございました。大変盛りだくさんな御紹介でありました。

これからの議論ですけれども、ただいまの御説明の中で、資料１－１のスライド３にあり

ます、OECD によるリスク分類表を御覧いただきまして、これを基に議論していきたいと思います。具体的にはこちらを御参照いただきまして、日本における課題を御指摘いただければと思います。

事務局からもございましたけれども、その際、なぜその事象が課題となっているのか、なぜ課題が困難なのかといった背景や問題構造、あるいは、青少年に特有の論点があるのかといったようなことも、御指摘いただければ幸いです。25 分程度取りたいと思いますので、どこからでも御指摘をいただければと思います。いかがでしょう。

では、竹内委員。

○竹内委員　まとまったお話、ありがとうございました。

前提としてお話ししたいのは、海外から学ぶことは非常に重要だと思います。そのうえで、日本はガラケー時代を経験しています。ガラケーというのは、「ガラパゴス諸島で特殊な進化を遂げたように、日本で進化を遂げた携帯電話」という意味で、世界中で、子どもたちが手元で情報端末を見ている国は、実は日本が最初で、一番最初に課題が出ました。2010 年頃、海外の研究者とかなりやりとりしたのですけれども、日本は対策としては最先端を進んでいたという印象を持っています。

主にフィルタリングで大きな課題を改善しました。当時フィルタリングは、携帯電話回線だけに対応すればよいので、簡単でした。2012 年ごろ、スマホが入ってきてアプリ経由、Wi-Fi 経由など、いろいろな経路が出てきて、フィルタリング対策が破綻をきたしてきて、現在に至る…ぐらいという感じです。最初に言っておきたのは、日本は決して遅れているわけではなくて、当初、最先端を進んでいたけれども、今ここへ来てスマホの問題でガタガタと来ている。その辺のところは結構大事だと、まず確認しておきたいと思います。

その上で、いろいろ考えていかないといけないですけれども、２つありまして、今、オーストラリアとかイギリスと EU、アメリカで、それぞれの国がこどもたちのために一生懸命考えて、施策を考えて法整備を急いでいる状況です。いろいろな課題はありつつ、そこをナンセンスだといって切り捨てたり、海外の動向すべてに盲従したりするのは、どちらも間違いです。ここは日本なので、日本の大人として日本のこどもをどうするかというのを根本的に考えなければならないと思います。スマホ時代、AI 時代の今、じっくり考える必要があると、聞いていて思いました。

特に今、オーストラリアで「16 歳未満はＳＮＳ禁止」と法律で定めました。私としても、自分１人で是非を判断するのは不安だったので、この日曜日に関西でこどもたちを集めてどう思うか聞く機会を作りました。こどもたちは意外なことに、「大人が規制・制限することに関しては、全面的には反対ではない。自分たちも、これはやばいと思っている。だけど、勝手に使わないようにしたら、私たちが大人になったときによけい心配だ」というまっとうな意見をこどもたちは発言していました。

一方、「どうやって 16 歳未満を見つけるのか」という技術的な指摘をする高校生がいて、舌を巻きました。これは世界中の課題で、日本でも大きな課題です。例えば、ある携帯電話

事業者は、購入時に使用者の年齢を聞いているようですが、利用者の年齢を正確に把握できているかと言ったら不安も多いです。オーストラリアはこのあたりの整備のために、１年間猶予期間を設定するようですが難しい。その辺から進まないと議論は進まないと思っています。まず、年齢認証が重要です。

もう一つは、海外事業者が年齢ごとに、利用制限等を実施しています。インスタグラムの「ティーンズアカウント」が話題になっています。日本では SMAJ 等がやっていますが、日本は年齢についての取組はまだまだこれからの印象があります。

例えば、私はネット依存についていろいろ考えているのですけれども、2018 年ぐらいまでは厚生労働省のある調査班が調べていたのですが、それ以来、今はやられているところもないし、アメリカでセクスティングについての調査を国を挙げてしているけれども、日本は国を挙げての調査もない。一つは、年齢基準とか仕組みの問題。もう一つは、国として調査研究をして対策する。その辺りの根本的なところをどうしていくか。この会議は５回しかないので、論点整理ができればいいかなと感じています。

今、日本の中で広く横断的に、縦断的に、子どものインターネットの課題を考える機会は、実はあまりないので、今日のこの会議は非常に重要です。とはいえ、こども家庭庁一つで全部の対策はできないので、いろいろな方がおられるので、日本の大人としてどういうふうにやっていったらいいのかというのを広く、それぞれが「当事者」として考えていく機会にしていきたいと考えています。

私、当初今日は用事があったのですが、全部お休みして来ています。非常に重要な会議だと思っています。日本のこどもたちを守るために、皆さん立場を超えてやっていけるような会にしたい。課長のこの分析もすばらしいと思います。ただ、「海外ではこうだから真似しよう」「海外はナンセンスだ」とかではなくて、ご発表を参考にして、日本のこどもたちにどのような施策、法律、制度が必要か、しっかり考えていきたいです。

〇曽我部座長　どうもありがとうございます。

大変重要な場だということはおっしゃるとおりで、そういう意味では、今回から公開ということですので大変よかったと思います。包括的な御指摘ではありましたけれども、年齢確認の問題、調査研究の重要性というのはおっしゃるとおりで、一元的にこの問題を見る役所がないということもおっしゃるとおりです。この場は各省の皆様方に来ていただいていますので、まさにそれにふさわしい会だと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

では、中井委員から。

〇中井委員　まず、曽我部座長がおっしゃられた、子ども・若者に特化した課題かどうかに関しては、私は予断を持って“ある”と考えています。

OECD の評価も子どもに特化してまとめたものですし、前提にあるのは、「世界人権宣言」だとかそういったものがあるにも関わらず、「子どもの権利条約」がなぜ出来たかということを振り返れば、18 歳未満の子どもには特別な配慮を必要とする人権課題があるというこ

とに基づいて出てきたものですから、そういったことを前提に考えれば、この問題は必ずしも子どもに特化した話ではないということは私も理解していますけれども、子どもには特有の課題があるということで認識を持つべきというふうに考えています。

課題としていただきました、それぞれのリスクについて、一つ一つやっていると時間がなくなると思うので、大ざっぱに私の把握している限りのことを申し上げます。

コンテンツ・リスクにしてもコンダクト・リスクにしても、全てのリスクに関してこども特有の問題が出ているのだろうと思います。コンテンツ・リスクであれば、SNS であるとか動画であるとか、そういったところで、広告や一部のウェブ記事やブログ等でこういったものにさらされているでしょうし、コンダクト・リスクに関しても同じように、ゲームだったりしてもチャット機能等でさらされている。

最近報道でも少しずつ話題になってきていますけれども、AI 生成を含むいわゆる児童ポルノ生成の問題というのも出ています。コンタクト・リスクに関しては、コンテンツ・リスクとコンダクト・リスクと違った形で特化した検証というのは思いつきませんでした。消費者関連リスクに関しては、全てのデジタルプラットフォームでさらされているのではないか。広告というものは SNS でも何でも入ってくるわけですから、そこで、例えば先日の NHK の報道にもありましたけれども、ポルノの広告がこどもたちが触れているものに突然出てくるという問題も報告されていますし、そういった現象はあると思います。

課題として、これは使う側と提供する側と双方の課題ということかと。１つは、先ほど竹内委員もおっしゃったように、年齢認証。各事業者、少なくとも大手の事業者は、それぞれのコードを使われて、例えばこのサービスは 13 歳未満は使えませんということで、既にコンテンツの提供やサービスの提供面でコントロールされているわけですけれども、それを実行するための仕組みがあるのかというところが大きな課題なのだろうと思います。これは日本だけではなくて、世界的にも状況は一緒だと思います。しかし、日本の場合は、素人の思いつきでしかないですけれども、例えばマイナンバーだとか、最近は AI によって年齢認証もできるような仕組みも出てきているということを聞いておりますので、そういったものが活用できないかと思っておりました。

それから、当然のことながらリテラシーの問題。これは使う側の問題ですけれども、日本は、竹内委員もおっしゃっていたように、問題が他国に先んじて生じたということで、私の知る限りですけれども、日本のほぼ全ての学校、小学校、中学校、下手をすれば幼稚園といったところでも、ネットの安全教育だとかリテラシー教育を長年にわたってやってらっしゃる。やってらっしゃらない学校は多分ないのではないですかね。他方で、効果測定というのが果たしてされているのかどうか。現在の施策は子どもたちの理解が進んでいるのかというところかと。リテラシーとして何を注意しなければいけない、何を守らなければいけないという情報を提供されているところで、そうした情報の前提となる“価値”、例えば、なぜそれをやってはいけないのか？など。例えば、いじめなどについて話し合ったり、自分の友達にこういうことを言うと相手がどういうふうに傷つくかということに対するリテラシ

ーは、ネットの使い方の問題ではなく、それ以前の話なわけです。

昨年末、こども家庭庁の基本政策部会で、子どもの権利、子どもたちに特有の人権という問題に関して、文科省も学校現場でこれからしっかり本当のリテラシーに取り組んでいかれたいということをおっしゃったことで、非常に我々も勇気づけられました。そういった部分を、このワーキンググループの範疇外かもしれませんけれども、子どもたちのリテラシーを考えたときに、それが先にあるべきというか、ベースになるものをしっかり押さえておかなければいけないのかなと思ったところです。

最後に、法律や企業による施策の不備という点で、先ほど、竹内委員が「日本の実情に合わせたものの整備の必要性」ということをおっしゃいましたけれども、それも当然なのですけれども、とはいえ、ネットは世界につながっているものですから。日本でやっていることが世界に、世界でやっていることが日本につながるという話ですから、国際的にどういった基準でどういったことがなされているのかというのは、見ていくべきだと思います。例えば、子どものプライバシーの保護。現行法、このワーキンググループが寄って立つ「青少年が安全にインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」は、もともと子どものプライバシー保護を目的とした米国の法律を念頭に、日本でも同じようなものができないかというところで立法化されたと聞き及んでいますけれども、残念ながら、私の知る限り、プライバシーに関するものは担保されていないです。私の理解が間違っていたら御指摘いただけると思うのですけれども、子どものプライバシーの保護というところは、EU や米国などではかなり進んでいると思います。そういった知見は、私は日本でも採り入れていただきたいと思っているところです。フィルタリングは、最終的には企業の行動に期待することになりますが、企業がどういった行動を取るべきかというところの指針、それが法律であるべきなのか違う形なのかは断言できませんが、そういった指針は出していただく必要があるのかなと思っています。

例えば、児童ポルノ禁止法も、現行法では、私の勝手な解釈ですけれども、“どう見えているか？”というところで、児童ポルノか否かが判断されてしまいます。あの法律の立法趣旨というのは、子どもの権利の擁護、保護であるにもかかわらず、実際に国際的に児童ポルノとしてこれはアウトですと言われているものが、現行法ではまだアウトになっていない。例えば事業者が、私は代理人として関わらせていただいていますけれども、そのブロッキングというのは 2011 年からやってらっしゃいますけれども、そこでブロックできる、あとは、削除依頼をされるというところの根拠となるものとして、国際的な基準に基づいた削除依頼とかブロックができていないところがあると思います。それから、子どもに特化したマーケティングポリシーが日本にはない。EU のポリシーの中には、“こういったものは子どもに対して出してはいけない”というのが、先ほどのこども家庭庁の事例紹介でもありましたけれども、そういったものが欠けているのではないかなと。

最後に、「ペアレンタル・コントロール」という用語の問題で、法律、あとは、サービスの名称として「ペアレンタル・コントロール」というのは国際的にも普及していますけれど

も、これはミスリーディングなものだと思っています。そういうふうに変えていけないかと思います。こども家庭庁が「こども若者★いけんぷらす」というものを常設として設置されたということの裏には、“大人と子どもがしっかり対話して子どもたちのための施策をつくっていこう”という考え方があるわけで、まさに子どもの権利条約に基づいた施策をされていらっしゃるわけです。他方「ペアレンタル・コントロール」は、言葉上は親がコントロールするという話で、以前、竹内委員と一緒に、インターネットの安心・安全をテーマにした子どもたちのワークショップこれをやらせていただいた中でも、そこで出てきたのは、「大人とちゃんと話し合いたい」といった言葉。“好き勝手に使うということは問題があるだろう”ということは、子どもたち自身にも認識されている。だけど、“一方的にコントロールされるのは嫌だ”、だから“対話の機会を持ちたい”、“そこで納得できる、できないというところはあるかもしれないけれども、対話の結果としてのフィルタリングだったりログの管理だったりというものがあるのであれば、それは納得できる”みたいなことを、子どもたちから聞いたことがあるので、その辺を最後のポイントとして申し上げます。

長くなりました。

○曽我部座長　大変貴重な御指摘、ありがとうございます。

このテーマは11時ぐらいまで議論しますが、このペースでお話いただくと時間が足りませんので、この場では簡潔にしていただいて、後ほど書面か何かで御意見があれば詳しくお伝えいただく。後日の会議で、事務局で、こういった御意見が出ましたというのをとりまとめていただいて資料として提出していただければ、この場で発言したことになりますので、そういう形でお願いできればと思います。

では、上沼委員。

○上沼委員　御説明ありがとうございました。

資料１－１の改定リスク分類のスライドの４に基づいてお話をさせていただくと、まず、青少年特有のリスクの話については、2012年のOECDのリスク分類のときに、青少年特有のリスク、大人にも共通するリスクという分類をして、ここで発表したような気がします。

だから、どこかにその発表の資料があるのではないかと思うのですが、そのときに考えていたのは、成人にも必要な対策はあるけれども、こどものほうがより対策が必要だということには間違いないため、少なくともここにある分類については、全部青少年対策として対応していいのではないかということだったと思います。ちなみに、そのとき成人にも必要な対策として考えていたのがセキュリティ・リスクです。今だと偽・誤情報もそうだと思いますが、この点についても、青少年は判断能力が未成熟だという観点からすれば、より重要な対策が必要だという説明は可能ではないかと思います。

この分類表に関していうと、日本の今の法制度、少なくとも法律上の法制度でカバーできているリスクが非常に少ないのが気になっています。日本のネット上の青少年に関する総合的な法律は環境整備法ですけれども、環境整備法は受信を制限するという発想なので、送信の部分は全くノーケアになっていて、送信は全部普及啓発により対応するということに

なっています。

確かに、コンテンツ・リスクはフィルタリングで対応できると思いますが、コンダクト・リスク、コンタクト・リスクは、いずれも送信があるからこそ生じる問題です。例えば、コンダクト・リスクに関しては私たちは今、第二東京弁護士会でSNS相談をやっていますが、こどもからの相談で、誹謗中傷として訴えると言われていて心配です、という相談最近すごく多いのですが、これも、送信によって生じている問題です。

あと、コンタクト・リスクも、向こうから接触されること自体も問題ですが、ネット上で接触されるだけだったらそれほど危険なことにはならないのではないかと思うのですが、接触に対して個人情報を送っているので実際の出会いにつながったりするなどして、より大きなリスクになるというのが実際だと思います。したがって、コンタクト・リスクも送信を何とかしないといけないと思います。同じ話をずっと言っているぞ、と自分ながら思っていますが。

あとは、例えば児童ポルノ、セクスティングみたいなのは刑法の改正で対応していただいて、個別に対応するような状態になっていますけれども、そういう意味で、最近問題になっているコンダクト・リスクの部分はほぼ、対応ができていない状態になっているのが気になります。

先ほど御説明いただいた各国の法制度は、例えばオーストラリアはそれをまるっきり使わせないという形で対応しようという方策なので、あまりに、「牛刀をもって鶏を割く」という感じで、ちょっとやり過ぎな感じが否めません。

あとは、プラットフォーム事業者における対策として、環境整備法に特定サーバー管理者の義務みたいなのはあるにはありますけど、こちらも受信をさせないための対策となっているので、やはり送信についての対応策が全然ないというのが問題だと思っています。

これらのノーケアになっている部分について、自主的な取組もないような部分もおそらくあると思います。そこは早めに、ここがまるっきり対応できていないということの可視化をやらなくてはいけないのかなと思いました。

ちなみに、先週の金曜日、アメリカのオンラインのシンポジウムが朝６時半からで大変だったんですけど、そのときに向こうの方がデューティー・オブ・ケアの話をすごくしていて、デューティー・オブ・ケアって何だろうと思っていたら、「事業者がこどものプライバシーに関して一定の注意義務を負う。しかも、その注意義務の内容がアセスメントをしてリスクを防止する」ということまで含めた概念のようでしたので、日本とずいぶん違う事業者に対して責任を持たせようという感覚が強いのかなと思いながら聞いていました。

以上です。

○曽我部座長　中井委員からもありましたが、プライバシーに関して、今、個情委で３年ごと見直しの中でこどもの保護の強化の問題はアジェンダに上がっているとお聞きしていますので、その点だけ補足したいと思います。

櫻井委員、お願いします。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

○櫻井委員　私からは、私の専門、性的な問題というところ中心にお伝えしたいと思っています。

今、上沼委員からお話があった点の関連で、こどもたちの間で送信の問題は結構大きくて、これにはセクスティングもありますけれども、性的な問題に限らないとすると、卒アルの拡散、この辺りも問題になっていて、プライバシーがどんどん外に出てしまっている。そこをどういうふうにストップさせるかという問題もあるように思います。

性的な問題に戻りますと、OECD のリスク類型に従うとすれば、コンテンツ・リスクの有害コンテンツに当たるのでしょうか。性的な動画とか、性的な広告がセキュリティをすり抜けて見られてしまっているという問題があると思います。

こどもの携帯の問題もありますけれども、GIGA スクール構想でタブレット端末を今こどもたちは持っていて、保護者にしてみますと、文房具、教材扱いなので、管理が甘くなってしまうという問題があります。学校によっては授業支援システムを持っているので、タブレット端末を家に持って帰らせることがあって、そこでこどもたちが自由に見ているという現実があります。

何らかセキュリティはかかっているのではなかろうかと私自身は思ったりしているのですが、性的な広告が入ってしまうという問題があって、特に漫画がすり抜けやすい。しかもあれは閉じるボタンがすごく小さくて、なかなか閉じられない問題があったり、ついついクリックしてしまうという問題があると思うので、こどもがそういった教材から性的なものにさらされてしまうという問題が、現場としては起きているのではないかと思っています。

時間がないのでもう一つだけにします。私はグルーミングの調査をしておりまして、３年ほど前に行った私自身の調査でも、こどもたちがどういったときに自画撮り画像を送信しやすくなるかという、相手方の問いかけ、SNS 上での問いかけというのを尋ねたことがあります。その結果、脅迫というような文言よりは、やさしく言われるとか、何度も言われるということに、こどもはすごく弱い。それで送信しやすくなるということが分かっています。

１年ほど前に、国際 NGO のチャイルド・ファンド・ジャパンと一緒に調査した、これもグルーミング調査ですけれども、ここでも 15～17 歳を対象にしてモニター調査で採ったのですけれども、脅迫されるよりも、甘い言葉で対面で会うことを要求されてしまう。そこに課題リスクがあるということが分かっています。

ですので、SNS 上で犯罪だとか、これはおかしいと言えない言葉によって、こどもが会いに行ってしまうし、実際にネットカフェとかコンセプトカフェみたいなところで会って、犯罪の被害に遭っているということを考えると、もう少し手前でストップさせる何か構造がつくれないかなと思ったりしています。セキュリティ問題と、先ほどから話題に挙がっている、複数アカウントを持ててしまうというところも大きな問題と考えています。

以上になります。

○飯塚委員　今までの委員の皆様の流れとは少し違うかもしれないですが、大学生として、実生活の中で一番感じるのは、健康と幸福のリスクのところです。SNS を夜遅くまで自ら使

うという人はいなくて、夜遅くまで使ってしまったとか、ついつい見てしまって睡眠が削られてしまっている人が周りにたくさんいて、SNS によって自分の中になかった欲求とかがかき立てられて、不満足な状態がずっと続いている人も見受けられるなと思いました。ただ、SNS というのは人がたくさん見てくれるように設計されているものなので、なかなか解決は難しいのかなと思っています。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

まだまだ御発言はあろうかと思いますが、ぜひ書面というか、文章で御意見をいただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

では、次の議題に移りたいと思います。

議題２は、関係省庁からの御報告をいただいています。これを踏まえて再び議論を行いたいと思います。

それでは、事務局からお願いします。

○事務局　議題２では、構成員である関係省庁から、青少年のインターネット利用に係る取組や課題に関する報告を行っていただきます。

報告の順番ですが、まず、こども家庭庁から御報告をさせていただき、以後、建制順とさせていただきます。

また、質疑応答につきましては、関係省庁からの報告が全て終了した後に、引き続き課題の洗い出しを行ってまいりますので、その際、併せて御質問をいただきますようお願いできればと思います。

まず、こども家庭庁から資料２－１に基づき、説明をさせていただきます。

まず、スライド１を御覧いただければと思います。

インターネットの利用を巡る青少年の保護に関しまして、その大きな枠組みを改めて簡単に御紹介させていただければと思います。

平成 20 年に、青少年インターネット環境整備法が制定されたわけでございますけれども、パソコン、あるいは携帯電話の普及によりまして、インターネットが青少年にとって身近なものになる一方で、インターネット上に、いわゆる青少年有害情報というものが氾濫した。そういった背景があったわけでございますけれども、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整えることで、また、青少年の権利の擁護に資するために、平成 20 年にこの法律、青少年インターネット環境整備法ができたということでございます。

この法律に基づきまして、こども家庭庁では関係省庁の協力を得まして、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画、いわゆる基本計画を策定しておりまして、直近では、昨年９月に全閣僚を構成員とするこども政策推進会議におきまして、第６次基本計画が決定されたということでございます。

この基本計画につきましては、これまでも約３年ごとに改定をしておりまして、その都度変化する情報社会の趨勢を捉えて、新たな課題をすくい上げてきたということでございま

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

す。

また、毎年青少年インターネット環境の整備等に関する検討会、このワーキンググループの親会になりますけれども、その場におきましてフォローアップ状況を確認することで、関係省庁間の情報共有や連携を促進するとともに、有識者の方々の御知見、あるいはエビデンスを踏まえて更なる取組の検討を行っているということでございます。

次に、スライドの２を御覧いただければと思います。

青少年のインターネット利用に係る実態把握、実態調査をこども家庭庁でやっておりますけれども、これは、青少年インターネット環境整備法の施行状況のフォローアップのための基礎データを得ることを目的とした調査ということになります。これは、統計法に基づく国の一般統計調査として実施をしているものでございます。

標本調査という形で行っておりまして、左側にありますように、調査客体としてはこの３つとなっております。青少年調査、これは青少年に直接聞くということになります。青少年の保護者への調査、それから、低年齢層につきましては、低年齢層の保護者に対する調査を実施しているというものでございます。

調査結果につきましては、右にあるとおりでございますけれども、こういった統計調査のほかに、海外調査も実施しているということでございまして、令和６年度は、オーストラリア、イギリスにつきまして、まさに今調査を実施中というものでございます。

続きまして、スライド３を見ていただきたいのですけれども、先ほど御説明した実態調査におきまして、近年の傾向といたしまして、青少年のインターネット利用について、低年齢化、利用時間の増加が見られているということ。それから、フィルタリングの利用促進、普及促進といった課題もうかがわれるところでございます。

また、最近では、いわゆる闇バイトなどの犯罪行為への加担、そういった課題があるということでございまして、こども家庭庁では、こういった課題を踏まえた広報・啓発活動を行っているところでございます。春のあんしんネット・新学期一斉行動は、２月から５月に毎年行っているものでございまして、今、もう既に始まっているわけでございますけれども、こどもが初めてスマホを手にすることが多いこの時期、卒業や進学、進級、この時期に重点を置きまして、安全・安心な利用のための啓発をしているということであります。

一番下になりますけれども、令和７年版のポイント、これはリーフレットでございますけれども、これについて若干紹介をしております。

先ほども、「こども若者★いけんぷらす」が出ましたけれども、こどもたちから募集した家庭におけるルール、どんなことをやっていますかと聞きまして、あるいは、スマホの使用におけるアドバイスも聞いて、その結果をリーフレットの中で紹介しているところでございます。また、時間を管理できる機能、あるいはフィルタリング活用のアドバイスを掲載するとともに、最近の闇バイト、あるいはオンラインカジノに関する注意喚起も行っているところでございます。

最後のスライドになりますけれども、地方関係機関、あるいは団体等に対する支援という

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

ところですけれども、今、御説明したように、関係省庁と連携して保護者に対する広報啓発をやっているわけですけれども、保護者、あるいはこどもとの接点を持っているのはまさに地方の現場ということでありまして、地方の機関や団体の活動によって、国による啓発をさらに多くの保護者に届けることができる。そのように考えているところでございます。

最近では、昨年12月、徳島市におきまして、地方連携フォーラムを開催したところでございます。県内におけるこどものインターネット利用に係る情勢の紹介とともに、有識者の方ほか、中高生、大学生に参加してもらいましてパネルディスカッションを行い、インターネットの上手な賢い使い方について議論していただいたところであります。

このような取組を通じまして、地方の関係機関・団体が連携して、自立的に取組を実施できるような体制の構築を推進しているということでございます。

以上、簡単でございますが、こども家庭庁の取組の御報告でございます。

続きまして、公正取引委員会からお願いいたします。

○公正取引委員会　公正取引委員会から、お手元の資料２－２に沿って、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」に関連した取組について、御紹介させていただければと思います。

まず最初に、一言申し上げておきますと、我々競争当局ということで、この法律も競争の促進に関する法律ということでして、青少年保護を目的とした取組とやや毛色の異なるところではあるのですけれども、この法律の中でも青少年保護とのバランスを図りながら、施行に向けた準備をしているところでして、こうした関連する取組を中心に御紹介をさせていただければと思います。

お手元の資料の１ページ目です。

この法律はそもそもどういった法律かと申しますと、スマートフォンについて、特にモバイルOSやアプリストアといったサービスに関しては、大手のプラットフォーム事業者の寡占的な状況で十分に競争が働いていないということで、様々な競争上の問題が生じていたところでして、そうした課題に対応するために、新しい法整備を行って昨年に成立して、今年の年末までに全面的に施行する予定となっております。

この背景・趣旨の３つ目の○にも書いていますように、スマートフォンの競争促進のための法律ですけれども、他方でスマホのユーザー、これは青少年も含めて、セキュリティなどをしっかり確保して、安心・安全にスマートフォンを使える環境を整えつつ、競争を通じて新規参入などが進んで、多様な主体による新しいサービスが提供される、こういった恩恵をユーザーがしっかり享受できるようにということをコンセプトに制度設計を行っております。この法律の中身としては、プラットフォーム事業者の指定をしまして、その事業者に対して一定の行為の禁止ですとか、義務付けを行うと、こういったものになっております。

２ページ目を御覧いただければと思います。

左側に様々な競争上の問題を挙げておりまして、これに対応する形で、この法律の中では右側に書いておりますような様々な規制を入れております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

例えば、一番上のアプリストア間の競争が十分に働いていないという問題。これに関しては、基本動作ソフトウェアに係る指定を受けた事業者に対して、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げてはならないといった禁止規定を設けております。これによって、他の事業者による新規参入を促進していくことを目指した規制になっております。他方で、先ほど申し上げましたように、ユーザーの安心・安全を担保していくという観点から、「ただし」と書いておりますが、セキュリティ、プライバシー、青少年保護などのために必要な措置については、指定を受けた事業者が講じることができる、こういった制度にしております。

また、同じような問題で上から２つ目、課金システムの利用制限の問題で、これについても、他者の課金システムを利用することを妨げてはならないという禁止規定を置きつつ、先ほど申し上げた正当化事由として、青少年保護などのための必要な措置を講じることができるといった規定にしております。

４ページを御覧いただければと思いますが、現在、今年の年末に予定しております、この法律の全面的な施行に向けて、今御説明さしあげた正当化事由に関して、具体的にどういったケースでこの正当化事由を認めていくべきか。また、どういった対応が認められるか。こうした具体的な考え方を明らかにするためのガイドラインの策定に向けた検討をしているところです。

昨年９月に公正取引委員会では有識者検討会を設置いたしまして、本ワーキンググループの上沼委員にも構成員になっていただいて、青少年保護の観点を含めて具体的な対応に向けた検討を進めているところです。

今、想定しておりますのは、青少年保護の観点から、青少年がスマホの利用を通じてトラブルや問題に巻き込まれないようにということで、例えば、先ほど申し上げた新規参入をしてくるアプリストアや課金システムに関して、引き続きペアレンタル・コントロールの対象にして、保護者の同意に基づいてSNSなどの利用を制限するとか、また、有害コンテンツを提供するようなサードパーティのアプリストアについて、レーティングを求めるとか、こうした指定を受けた大手のプラットフォーム事業者が一定の対応を取るということを念頭に、具体的な考え方の整理をしているところです。

これは、今申し上げましたように、あくまでも大手のプラットフォーム事業者が、これまで自社のブランド価値の向上といった観点から、いわば自主的に取組を行っていたようなところを、引き続きこの法律の下でも一定のそうした対応を取ることができるようにするというものですので、それを超えて、より積極的に青少年保護の観点から、何らかの対応を取るということになりますと、この法律の枠組みの中ではどうしても難しいものですから、関係省庁でもそうした観点から色々な取組が進められていると思いますので、引き続き関係省庁と連携しながら、青少年保護を含めたスマホのユーザーの安心・安全の確保と、競争を通じた新しい事業者の参入、新しいサービスの提供に伴って、ユーザーが得られる利益の両立を図りながら進めていくことが重要だと思っていますので、引き続き関係省庁と連携しながら、施行に向けた準備を進めていきたいと考えているところです。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

以上になります。

○事務局　ありがとうございました。

続きまして、警察庁からお願いします。

○警察庁　警察庁から、「インターネット利用に伴う少年の犯罪被害防止等に向けた警察の主な取組」について、御報告させていただきたいと思います。

警察庁は、実施面の観点が強いですけれども、御説明させていただきたいと思います。

第一に、「SNS 等の利用に起因する各種犯罪の取締りと被害防止広報」でございます。

令和５年中に、SNS を通じて面識のない被疑者と知り合って、交際や知人関係に発展する前に性犯罪等の被害にあった児童数が 1,665 人ございまして、うち 139 人が小学生であるというような状況でございました。警察では、このような性犯罪などの取締を徹底する一方で、SNS 上でのこどもの性被害等につながり得る書き込みなどに対する注意喚起であったり、警告活動などを実施しております。

第二に、「事業者による取組の支援等」ということでございます。

警察庁では、SNS を運営する 23 事業者で構成する「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」の参加事業者をはじめとした SNS 事業者と定期的に面談を行いまして、児童被害の情勢や被害傾向などに関する情報提供を行っています。

また、警察庁では、一般のインターネット利用者などから寄せられた違法情報や個人の生命・身体などに危害を加えるおそれが高い重要犯罪などと密接に関連する情報であったり、また、他人を自殺に誘引・勧誘する情報に関する警察への通報であったり、サイト管理者への削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンターを運用しております。

同センターを通じた児童の性被害に関連する取組といたしましては、令和６年上半期のインターネット上の児童ポルノの削除依頼件数 148 件となっておりまして、諸外国におけるホットライン相互間の連絡組織であります INHOPE というのがありますが、こちらへの通報件数が 1,045 件ということでございます。

また、サイバーパトロールを委託している民間事業者からの通報に基づく、同センターによる削除依頼なども行っておりまして、同じく、令和６年上半期で 2,793 件ということでございます。

最後に、「関係機関・団体、事業者等と連携した広報啓発等」を御説明させていただきたいと思います。

犯罪実行者募集情報、いわゆる「闇バイト」などと呼ばれておりますけれども、このようなものにこどもが応募して、犯罪に加担をしてしまうというようなことを防止するための広報を、学校等と連携して実施しているところです。

「インターネットの適切な利用やペアレンタルコントロールの普及に向けた啓発用動画やリーフレットを活用した広報啓発の推進、また、サイバー防犯ボランティアの育成・支援の推進などもございます。

引き続き、SNS 等の利用に起因するこどもの各種犯罪被害の防止に向けて、必要な取締り

を行うとともに、関係機関・団体と連携しながら、インターネットを利用するこどもを守るための効果的な施策の推進に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○事務局　ありがとうございました。

続きまして、消費者庁からお願いいたします。

○消費者庁　資料２－４をよろしくお願いします。

消費者庁といたしましては、全国各地の消費生活センター等から寄せられた相談情報等を基に、消費者政策に取り組んでいるところでございます。

まず１枚目ですけれども、二十歳未満の相談はインターネットゲームが最も多いものでございます。右にありますけれども、インターネットゲームに関する相談は、20 歳未満が過半数を占めている状況でございます。

２ページ目、どのような注意喚起など行っているかというところでございますけれども、右側にあります「主な相談事例」として、こどもがお金がかかる認識がないまま課金してしまったとか、指紋認証でこどもが自分の指紋を登録して課金したなどがあります。

「消費者へのアドバイス」でございますけれども、保護者のアカウントはログオフすること。あるいは、「ペアレンタルコントロール」機能を利用することなどを挙げているところでございます。あとは、こどもと一緒に対策を考えることなどもアドバイスをしているところでございます。

３ページ目にまいります。

消費者庁では、消費生活相談に関するマニュアルなどを作成しておりまして、相談現場で活用しているところでございます。

これがマニュアルの一例でございますけれども、（１）の未成年者取消によって課金を取り消すことができないかということで、民法５条、その他の条項を使うようなものを挙げております。あと、トラブルがあった際には消費者ホットライン「188」に連絡していただきまして、御相談してくださいというようなことを呼びかけているところでございます。

４ページ目にまいります。

これは若者に限ったトラブルではないですけれども、SNS が関係する相談もございます。端的に申し上げれば、例えば右側ですけれども、投資や副業といった儲け話のトラブルがありまして、こちらも儲け話があったら疑うこととか、不安に思ったら消費生活センター、あるいは消費者ホットライン「188」にお電話するようなことを継続的に働きかけているところでございます。

５ページ目にまいりまして、若者向けの消費者教育の取組などを御紹介させていただきます。

消費者庁では、「18 歳から大人」というような成年年齢引下げに関する情報ページを持っておりまして、高校生向け教材とか、その他啓発、現状に関する情報などを提供するものでございます。例えば、「社会への扉」というような生徒用教材なども作成しているところで

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

ございます。

次のページ、６ページ目になります。

動画を作成しておりまして、各種、製品安全、あるいは定期購入トラブルなど、それぞれ若者に多いトラブルなどについての学習動画を配信しているというところでございます。

７ページに行きまして、これも若者に関するものだけではないですけれども、「霊感商法等の悪質商法への対策検討会」などの指摘も踏まえまして、VR などを活用した体験型教材を開発、公表しているところでございます。

説明は以上になりますけれども、消費者庁といたしましては、引き続き関係省庁と連携しながら、若者の消費者トラブルの被害防止に向けた周知・啓発、あるいは消費者教育などに取り組んでいるところでございます。

私からは以上でございます。

〇事務局　ありがとうございました。

続きまして、総務省からお願いいたします。

〇総務省　総務省の取組を御紹介します。資料２－５を御覧いただければと思います。

総務省では、青少年インターネット環境整備法及び同法に基づき策定されております基本計画、現在ですと、先ほど御紹介がありました第６次基本計画に基づいて取組を推進しております。

大項目を３つ記載しましたけれども、まず第一に、「青少年の有害情報の閲覧機会の最小化」、すなわちフィルタリングということになります。これは、環境整備法の規定に基づきまして、携帯事業者等に４つの義務が課せられております。

まずは、契約者、使用者が青少年、すなわち 18 歳未満であるかどうかということを確認する義務。そして、青少年有害情報の危険性やフィルタリングの必要性、内容を保護者等に説明する義務。３つ目に、保護者から不要の申出がない限りサービスを提供する義務。４つ目に、契約とセットで提供される端末のフィルタリング機能を有効化する義務が定められております。

総務省では、事業者に課されたこれらの義務の履行状況を把握したり、利用者に契約期間中に継続してフィルタリングを利用していただくために事業者がどのような取組を行っているのかということをフォローアップするほか、総務省としても青少年・保護者に対してフィルタリングの必要性等を周知しております。

第二に、「青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進」といって、これは発信も含めたリテラシー向上ということになります。青少年に限らず幅広い世代を対象に、先月、特にプラットフォーム事業者や通信事業者と連携して「DIGITAL POSITIVE ACTION」という官民のプロジェクトを開始いたしました。

これは ICT リテラシー向上のための取組を継続的に実施していくため、ネット上の様々な課題に対応するための社会的機運を醸成しようとするものでありまして、具体的には、多様な関係者の取組を集約した総合的なウェブサイトの開設、多様な関係者によるセミナーや、

普及啓発教材の作成・活用といった取組を推進することとしております。

また、従来からの取組としましては、教育現場で活用いただけるよう「インターネットトラブル事例集」の作成、出前講座の e-ネットキャラバンの開催支援なども実施しておりますが、それぞれ利用の実態や課題を踏まえた内容になるように、毎年見直しを行っております。

第三といたしまして、SPSI と書きましたけれども、これはスマホアプリについて利用者情報の適正な取扱い、すなわちプライバシーの保護、セキュリティ確保の観点から、アプリ提供者が取り組むことが望ましい事項をとりまとめた文書、この改訂の検討をしてございます。昨年 12 月になりますけれども、プライバシー、セキュリティを踏まえまして、青少年保護の観点から、この文書に関係者が取り組むべき事項や、取り組むことが望ましい事項を入れられないかという検討を開始しています。

以上が総務省の取組になりますけれども、総務省といたしましては、ネットの利用の実態や課題を踏まえながら、環境整備法の枠組を通じて取組を充実させていくということ、すなわち青少年の安心・安全なネット利用に向けた大きな基本理念があり、その基本理念に基づいて国や関係者の責務が明確になり、さらに閣僚会議で決定すべき基本計画の中で、関係者が推進すべき取組が具体的に明確になる、こういった大きな枠組の中で、関係省庁や官民が連携して取組を充実させていくことが重要だと考えています。

以上になります。

〇事務局　ありがとうございました。

続きまして、法務省からお願いいたします。

〇法務省　法務省人権擁護局でございます。資料２－６に基づいて、進めさせていただきます。

青少年のインターネット利用に関する基本計画との関係でいいますと、資料２－６の最初の「人権相談」は、トラブルになったり、困ったときの相談支援の取組というものでございます。１ページ目です。

様々なツールでこどもからの相談を受けておりまして、例えば、こどもの人権 110 番というもので、相談件数でいうと昨年は１万 9,200 件程度となっております。新しい取組としては、もともと「LINE じんけん相談」という名称でチャットによる相談を行っていましたが、GIGA スクール構想による１人１台端末からブラウザを介して相談できるシステムを構築しまして、昨年９月からチャットによる相談を行っているところでございます。

続いて、教育啓発の観点で資料２枚目になりますけれども、人権啓発活動を載せさせていただいております。

インターネット広告や啓発冊子の配布、動画の配信等を行っています。そのほか、人権教室の実施というのが左下にございます。先ほど、中井委員からもお話がございましたけれども、我々人権擁護機関として行っている活動は、どちらかというとスキル的なところよりは、人権の侵害というものはどういうことか、それによる被害の重大性を一緒に教えるという

ことをやっているところでございまして、ただ、具体的なところがないとなかなか難しいので、具体的な事例を啓発冊子等に載せて啓発を行っているところでございます。

続きまして資料３枚目ですけれども、これは先ほど申し上げました人権相談、人権啓発活動それぞれの取組の、中身としての一つの類型という感じになると思います。先ほど御説明があったリスク類型の中で言えば、憎悪的なコンテンツの１つとして、ヘイトスピーチというものがあると思います。

我々法務省人権擁護局では、いわゆるヘイトスピーチ解消法というものを所管しております。上の段の現状のところの左側に書いてございますが、平成28年６月にヘイトスピーチ解消法が施行されまして、これに基づいて啓発等の活動を行っています。

ヘイトスピーチ解消法自体は、青少年が対象になっているものではなく、かつ、定義にあるように、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」というものをヘイトスピーチとして定義をしておりまして、法律の仕組みとしては、その解消に取り組むものになってございます。ただ、本邦外出身者に対するもの以外のものが許されるものではないというように附帯決議でも言われておりますので、啓発自体はもう少し広い形で行う必要があると認識しています。

ヘイトスピーチに関しましては、真ん中にありますように、地方自治体との連携、地域の実情に応じた啓発、それから、関係省庁との連携を図っているところでございますが、現状としては、街頭デモ自体は減少傾向と認識していますけれども、ネット上のヘイトスピーチは継続している。なかなか心配な状況であると認識しておりまして、このようなネット上のヘイトスピーチに青少年の方が触れる機会もあるだろうと考えています。

青少年向けの啓発活動としましては、下にありますように、SNSの広告や漫画仕立ての冊子の作成といったことを行っております。また、こども家庭庁と連携させていただきまして、「こども若者★いけんぷらす」を今年度行っていただきまして、ヘイトスピーチを許さないということを広げていくための活動として、どういった啓発が効果的かという御意見をいただき、その意見を採り入れて啓発していこうとしているところでございます。

法務省としては以上でございます。

○事務局　ありがとうございました。

続きまして、文部科学省からお願いいたします。

○文部科学省　文部科学省でございます。

資料２－７を御覧ください。

文部科学省では、青少年インターネット環境整備法及び第６次基本計画を踏まえました取組を推進しているところでございまして、具体的には、資料にお示ししているとおり、子供・保護者への啓発や学校における情報モラル教育の推進、それから、ネットいじめへの対応を中心として取り組んでいるところでございます。

まず、「子供・保護者への啓発」についてでございます。

関係省庁との連携による啓発といたしまして、先ほども御説明がございましたとおり、こ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

ども家庭庁と連携した、春のあんしんネット・新学期一斉行動による保護者等への呼びかけですとか、総務省や民間事業等と連携した、児童生徒・保護者、教職員を対象とする啓発講座 e-ネットキャラバンの実施の支援などを行ってございます。

また、警察庁と連携いたしましたネット利用に起因する性被害や犯罪の防止に向けた啓発資料を作成し、学校等に周知を図っているところでございます。さらには、総務省と連携したネットトラブルの事例集を活用した啓発を図るとともに、こども家庭庁と連携した保護者向けの子供のネット利用に関する啓発リーフレットの配付などを行っているところでございます。

また、文部科学省の予算事業でございますけれども、保護者等を対象といたしましたネットモラルキャラバン隊等を通じて、各地でインターネットの適切な利用など、啓発シンポジウムの実施を行うとともに、地域における先進的な取組の支援ですとか、家庭教育の取組に関する支援等を実施しているところでございます。

続きまして、「学校における情報モラル教育の推進」に関しましては、現行の学習指導要領の総則におきまして、情報モラルを含む「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」に位置付けまして、教科等、横断的な指導を推進しているところでございます。また、学校現場における取組を支援するということで、文部科学省の情報モラル教育ポータルサイトにおきまして啓発資料を公表するとともに、教師向けの指導者セミナー等の実施にも取り組んでいるところでございます。

続きまして、「ネットいじめへの対応」ということでございます。

いじめ防止対策推進法におきまして、ネットを通じて行われるいじめについても含まれるということを、まず規定しているところでございます。また、当該法律に基づきまして、ネット上のいじめに対処する体制を整備すること等を盛り込んだ、いじめの防止等のための基本的な方針を策定いたしまして、取組を推進しているところでございます。

ネットいじめを含むいじめへの対応に関しまして、チームとして教育相談ですとか、関係機関等との連携を図ることが非常に重要でございまして、このため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を充実するということで努めているところでございます。さらに、児童生徒の様々な悩み相談に応じる、SNS 等を活用した相談体制の構築に関する取組支援についても行っているところであります。

青少年の安全・安心なインターネットの利用に関する取組につきましては、環境整備法及び有識者の先生方にも様々御議論いただいて策定されております、第６次基本計画の方向性を大切にしながら、政府関係機関とも連携して地道な取組を進めることが重要であると考えてございます。引き続き、有識者の先生方の御指導を賜りながら、関係省庁の皆様と密に連携を行いまして取組を進めたいと考えておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

私の説明は以上でございます。

〇事務局　ありがとうございました。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

続きまして、最後になりますが、経済産業省からお願いいたします。

○経済産業省　経済産業省でございます。

資料２－８を御覧いただければと思います。

表紙をおめくりください。

経済産業省の取組を３点、御紹介させていただければと思います。

１点目は、事業者、業界団体等を通じた働きかけでございます。

先ほど、既に御説明がありました「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環といたしまして、スマートフォン OS 事業者、メーカー等の事業者、事業者団体に対しまして、青少年をめぐるインターネット利用環境に係る現状、そして、課題を御案内させていただいております。また、御案内とともに、本行動の普及啓発や、「ペアレンタルコントロール機能」に関する普及啓発などの協力を依頼しているところでございます。

この協力依頼の結果といたしまして、各事業者のウェブサイト等でこちらの普及啓発やペアレンタルコントロールの御紹介等の御協力をいただいているところでございます。

２点目でございますけれども、フィルタリング等の対応状況調査でございます。

平成 24 年度以降、毎年２回、事業者によるフィルタリング等の対応状況の調査を実施しておりまして、対象機種といたしましては、パソコン、そして、インターネット接続により外部サイトの閲覧可能なテレビを対象とした調査を行っているところでございます。

おめくりください。

３点目でございます。IPA を通した取組ということで、IPA といいますのは、経済産業省所管の独立行政法人情報処理推進機構でございます。この独立行政法人 IPA を通じた取組といたしまして、ポツ３つございます。

まず、１つ目でございますけれども、令和５年度から、こちらは青少年に限らずとはなりますけれども、情報セキュリティの初心者向けに、情報セキュリティ対策や SNS とのつきあい方等を解説する教材をホームページで公開しているところでございます。

２つ目でございます。毎年社会的に影響が大きかったと考えられる事案を 10 個選びまして、こちらの 10 個に対して、攻撃手口の紹介、対策等を紹介しているところでございますけれども、さらに初学者の方向けに、特に重要な対策を抜粋して解説したものをホームページで提供しているところでございます。

３番目でございます。こちらは平成 18 年度からの取組となりますけれども、情報セキュリティに関する意識の醸成と興味喚起を目的といたしまして、「ひろげよう情報セキュリティコンクール」というものを開催しております。全国の小中高生の方から情報セキュリティに関する標語、そして、ポスターを募集して表彰しているところでございます。

経済産業省といたしましては、引き続き関係省庁と連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○曽我部座長　ありがとうございました。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

それでは、御意見、御発言を委員の方からお願いしようと思うのですが、時間が 11 時 55 分までの、10 分程度ということになります。申し訳ありませんけれども、この場での御発言は簡潔にお願いしたいということと、当然、後ほど御意見を詳細にいただくことは可能だと思います。

先ほど、後ろのほうで御発言いただいた方から、厳密ではありませんけれども、大体の順序としてお願いできればと思うのですけれども、１点だけ私からよろしいですか。

先ほど、総務省からもありましたが、環境整備法及び６次計画に基づいてということで、各省からおっしゃっていただいたことですけれども、環境整備法は各省努力義務というのがありまして、総務省関係ですと特定サーバー管理者の努力義務、経産省関係では OS 事業者等の努力義務があります。時間の関係で特定サーバーの話だけさしあげますと、前回、第５次計画までは、その点に関する具体的な記述は計画に無かったのですが、６次計画で、これを入れていただきました。

ですから、まさに先ほどおっしゃったとおり、環境整備法及び計画に従って動かれるということであれば、特定サーバー管理者の努力義務について、これからどういったことをされようとしているのか教えていただきたいということで、経産省にも同じことを聞きたいわけですけれども、これは時間の関係で、総務省から何かありましたらお願いします。

○総務省　現時点で、何か想定しているものが特段あるわけではございません。曽我部座長の御質問は、努力義務といっても規定されているものがあるのだから、特定サーバー管理者に対して、努力義務の範囲で何をやっていくのか、あるいは努力義務の範囲内でこういうことをやるべきだということを政府側から申し上げる必要があるのではないかといった御趣旨だったと理解しております。それを基に、６次計画にも関連する記述が入っておりますので、現時点で何か特定の施策、あるいは取組をということではないですが、よく考えていきたいと思っています。

○曽我部座長　ありがとうございます。

では、お願いします。

○飯塚委員　各省庁から、「周知啓発」という言葉がたくさんあったと思うのですけれども、その媒体というのはどうされているのかが気になりました。教育機関で配布というのは、義務教育なのでそこは周知されると思いますが、テレビや新聞は、どうしても層が偏ってしまいます。また、ホームページで公開といっても、届いてほしい層の方がホームページを見るとは限らないので、周知の方法について何か意識されていることなどがあればお聞きしたいです。

○曽我部座長　では、まずこども家庭庁から。

○こども家庭庁　ありがとうございます。

周知啓発は、おっしゃるように、まさに情報が届くべき方にいかにリーチしていくかというのがポイントになると思います。こども家庭庁におきましては、リーフレット、印刷した形で自治体に送って、さらに自治体から公教育機関ですとか、そういうところに周知する。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

あるいは、ウェブサイトの活用もやっていくところでございますけれども、いかに保護者、ペアレンタル・コントロールでもそうですし、フィルタリングでもそうですし、情報を必要としている方といいますか、我々がこういった情報を届けたい人たちに対してのリーチの方法は、引き続き考えていきたいと思っています。

○曽我部座長　周知啓発は各省ともされているので、なかなかお伺いしづらいですが、各省で特に斬新な取組を打ち出しているなど、この場でアピールしたいことがあれば、いただければと思いますけれども、特になければ、とりあえずのところは今の御回答でよろしいでしょうか。

　では、櫻井委員、お願いします。

○櫻井委員　今の広報啓発の関係で、闇バイトをしていたこどもが、闇バイトが社会問題になっているということを、オールドメディアを見ていないので知らなかったということがあって、そこを工夫して出していく必要があるのかなと感じました。

　私からの質問は、最近、障害を持っておられるこどものSNS利用の問題が結構あるような気がしています。被害に遭いやすかったりしますし、SNSのリスク面だけではなくどう使うのが適切であるかを伝える教育についてです。例えば、聴覚に障害がある子はテキストの文字に頼る部分が大きくなり、ニュアンスをつかむ難しさがあるということも耳にしたりします。障害を持っているこどもへのSNSの使い方の教育で工夫していることがあれば、お聞きしたいと思いました。

○曽我部座長　どちらに対する御質問ですか。

○櫻井委員　文科省にお願いします。

○文部科学省　文科省でございます。

　特別支援教育ということで、インターネットの活用についても各学校の実情を踏まえながら様々ご留意いただいているところと思いますが、詳細までは今申し上げることができず恐れ入ります。

○櫻井委員　ありがとうございます。

○警察庁　「闇バイト」についての御発言がありましたが、周知、広報啓発の方法は、あらゆる方法を使おうと考えています。先ほどから御発言にも出ているSNSは当然のツールとして活用し、幅広い層の方に情報提供したいと考えておりますし、また、学校に通えていない方などもいらっしゃいますので、そういった方の手元に、関係省庁と連携しながら情報を届けるということは意識してやっています。

○曽我部座長　ありがとうございます。

　中井委員、どうぞ。

○中井委員　３点、よろしくお願いします。

　最初に経産省ですが、依って立つ法律がないから多分やっていらっしゃらないと思うのですが、OS事業者にはフィルタリング等の対応調査をやっていらっしゃいます。対象はOS事業者ではないし、通信事業者ですけれども、ブロッキングの実施状況というのは、経産省

はやっていらっしゃいますか。
○経済産業省　ブロッキングの調査はやっておりません。あくまでフィルタリングが取り組めるかどうかの状況調査だけとなっています。
○中井委員　他省庁、例えば総務省とか警察庁で、ブロッキングをやっていらっしゃるところは。
○上沼委員　ブロッキングなので、ICSA さんが持っていると思う。
○中井委員　私は分かっているのですけれども、そこが課題になっているのではないかなと。
○竹内委員　大きな課題であると考える。
○中井委員　はい。２つ目は、公正取引委員会にお伺いします。
　アプリストア間の競争制限ということで、EU の DMA みたいな話かなと思うのですが、たまたま昨日、DMA で App Store ではないところからハードコアポルノのアプリが出るようになってしまったという報道がありました。そういった問題は、先ほど御説明いただいた法律の中では、直接担保するものではないという御説明だったのですけれども、そういったところも含めた形で、そういったことが起こらないようなことというのは、何か念頭に置いて取り組まれていらっしゃるのかなと。
○公正取引委員会　念頭に置いておりまして、まさに EU では規制が先行して、昨年の３月から既に適用されており、それに伴って新しいアプリストアの参入が始まってきていて、アプリストアだけにとどまらず、色々な変化がある中で、利用者に対する色々な影響が出始めているところですので、そういうことも見ながら、我々の法律の全面施行は今年の年末までを予定しておりますので、それに向けてどういったことができるのかを現在、検討しております。
　具体的に申し上げると、基本的には規制を受ける大手のプラットフォーム事業者が自主的にどのような取組を取れるかというところを、この法律との関係でどこまで許容するかという議論だと思っておりまして、その範囲で、例えばポルノも含めて、この法律の枠組みの中でプラットフォーム事業者が必要な対応をできるようにすべきかどうかということを、今まさに検討しているところです。
○中井委員　ありがとうございます。
　最後に、総務省に SPSI、これはアプリ提供者のことをおっしゃっているのですけれども、ここでおっしゃるアプリ提供者というのは、例えば動画サイトや SNS も対象になりますか。
○総務省　アプリを通じて提供されているものであれば対象になります。
○中井委員　その中でマーケティングコードといいますか、依って立つ法律なり何なりがないところから、いきなり総務省ということにはならないかもしれないですけれども、そういった観点での御議論はされていらっしゃるのでしょうか。
○総務省　現時点では議論を始めたばかりですが、様々な観点で見ていただきながら、どうすれば青少年のスマホの利用など、アプリを通じたもので適正化していくかという観点で

考えている。

○中井委員　ありがとうございます。

○竹内委員　2008 年に青少年インターネット環境整備法ができて、上沼委員がおっしゃったように受動的被害者をフィルタリングで守るということをやっています。それが 2012 年のスマホ登場によって、能動的被害者、自分で会いに行ったり、自分で投稿したりという、ここを考えるワーキングは非常に重要だと思うのです。

時間がないので簡単に２つぐらい言っておきたいのですけれども、まずはその実態、例えばネット依存、例えばセクスティング、国としての実態調査が必要です。まず実態把握が必要です。

それから、例えばフィルタリングであれば、2012 年頃にスマホ端末はドコモ、au はネットスターがやり、ソフトバンクがデジタルアーツと大きな枠組みが決まったのですけれども、先ほどブロッキングのこともありましたけれども、どこかが見てる、１つの会社に任せていたり、このペアレンタル・コントロール、先ほど中井委員もおっしゃいましたけれども、事業者、例えば iPhone はスクリーンタイムであるとか、アンドロイドは Digital Wellbeing とか、事業者に任せていまして、ここは日本のこどもたちを守る会なので、やはり私たちが、昔 EMA が第三者機関をつくってフィルタリングを見ていたように、国全体としてみんなで考えるような、第三者機関を入れるなり、そういうことをしなければいけないのではないかと強く思います。

その大前提として、何をやるにしても年齢認証は必要だなということが今日分かりましたので、本当に国を挙げてやらないと、こどもたちが闇バイトも含めて大変なことになるなと思いました。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

大体時間でもありますので、この議題については以上とさせていただきます。

議題１、２に関しまして、事務局から何かございますか。

○事務局　事務局から１点申し上げさせていただきます。

本日、議題１、また、議題２におきましても、様々な御意見を頂戴しましたが、曽我部座長からもありましたように、大きな点ということでございまして、御発言がこれまでできなかった内容もあろうかと思いますので、改めて、メール等でも結構でございますので、いただければと思っています。

今後、関係者からのヒアリングも実施しながら、いただいた御意見、整理する作業を行いたいと考えているところでございます。有識者委員の皆様、また、関係省庁の構成員の皆様に改めてご相談申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

本日の議題は以上で終了いたしました。

議事要旨の扱いにつきまして、１点、御相談でありますが、今回につきまして、非公表と理由はないと思われますので、設置紙の原則どおり公表することにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「賛成です」の声あり）

○曽我部座長　ありがとうございます。

そうしましたら、特に御異議はなさそうですので、本日の議事要旨は公表することといたします。

あと、事後にいただいた御意見につきましても、公開という観点から、何らかの形で、以降の会議資料でおまとめいただくといった形で公開できるようにお願いしたいと思います。

○竹内委員　どこにヒアリングするかを含めて、提案もありですか。

○曽我部座長　そうですね。御意見自体は、事務局にお願いします。

ということで、最後に事務局から事務連絡をいただきます。

○事務局　次回のワーキンググループでございますけれども、本日の議論を踏まえた上で、今、竹内委員からもありましたけれども、ヒアリングの実施を検討しているところでございます。改めまして、どこにヒアリングをするかということにつきまして、構成員の皆様に御相談できればと考えているところでございます。

開催時期につきましては、来月中旬を目途にというふうに考えておりますけれども、追って調整をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○曽我部座長　ありがとうございます。

以上をもちまして、第２回「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」を終了いたします。どうもありがとうございました。

（了）